

令和7年2月市議会 環境経済委員会資料

所管事項調査

使用料・手数料の見直しの方針について

目次	ページ
1 使用料・手数料の概要・・・・・・・・・・・・・・・・	2～6
2 使用料・手数料の見直し方針（案）・・・・・・・・	7～18
3 長崎市行政改革審議会からの意見・質問・・・・・・・・	19～20

財 務 部

令 和 7 年 2 月

1 使用料・手数料の概要

1 使用料・手数料とは

(1) 使用料

地方自治体が所有する公共財産や施設を使用するために使用者が負担する料金。
入館料（個人単位の使用料）と貸館料（貸出範囲ごとの使用料）に分けられる。

(2) 手数料

地方自治体が提供する特定の行政サービスや手続きに対して申請者が負担する料金。

【地方自治法から抜粋】

(使用料)

第225条 普通地方公共団体は、第二百三十八条の四第七項の規定による許可を受けてする行政財産の使用又は公の施設の利用につき使用料を徴収することができる。

(手数料)

第227条 普通地方公共団体は、当該普通地方公共団体の事務で特定の者のためにするものにつき、手数料を徴収することができる。

(分担金等に関する規制及び罰則)

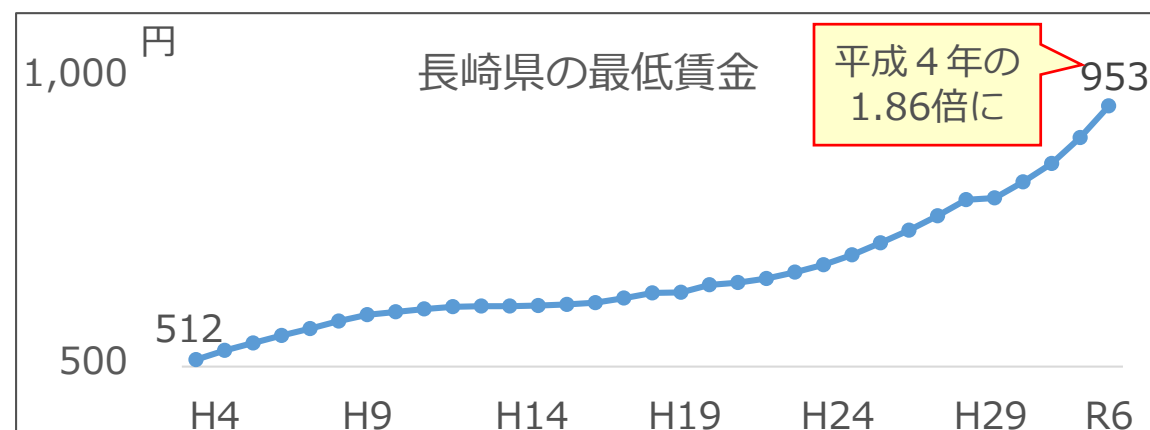
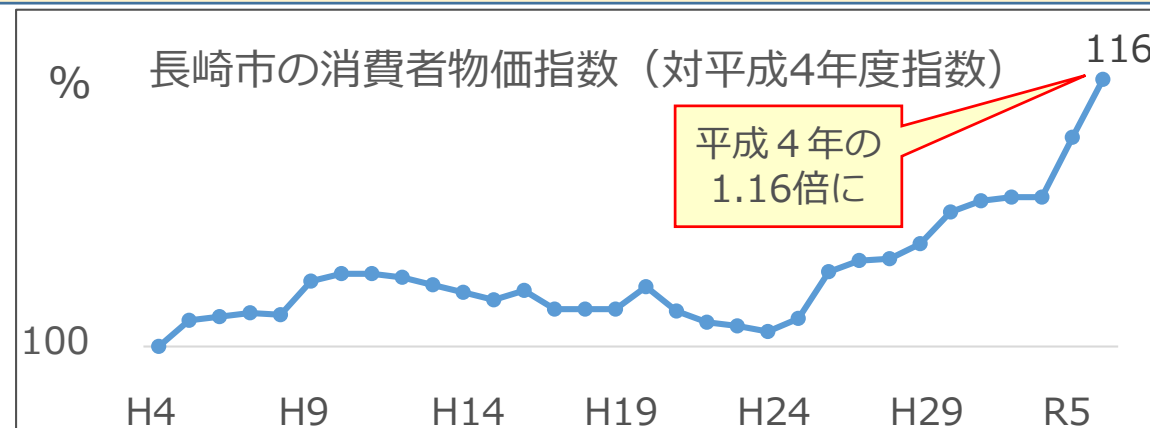
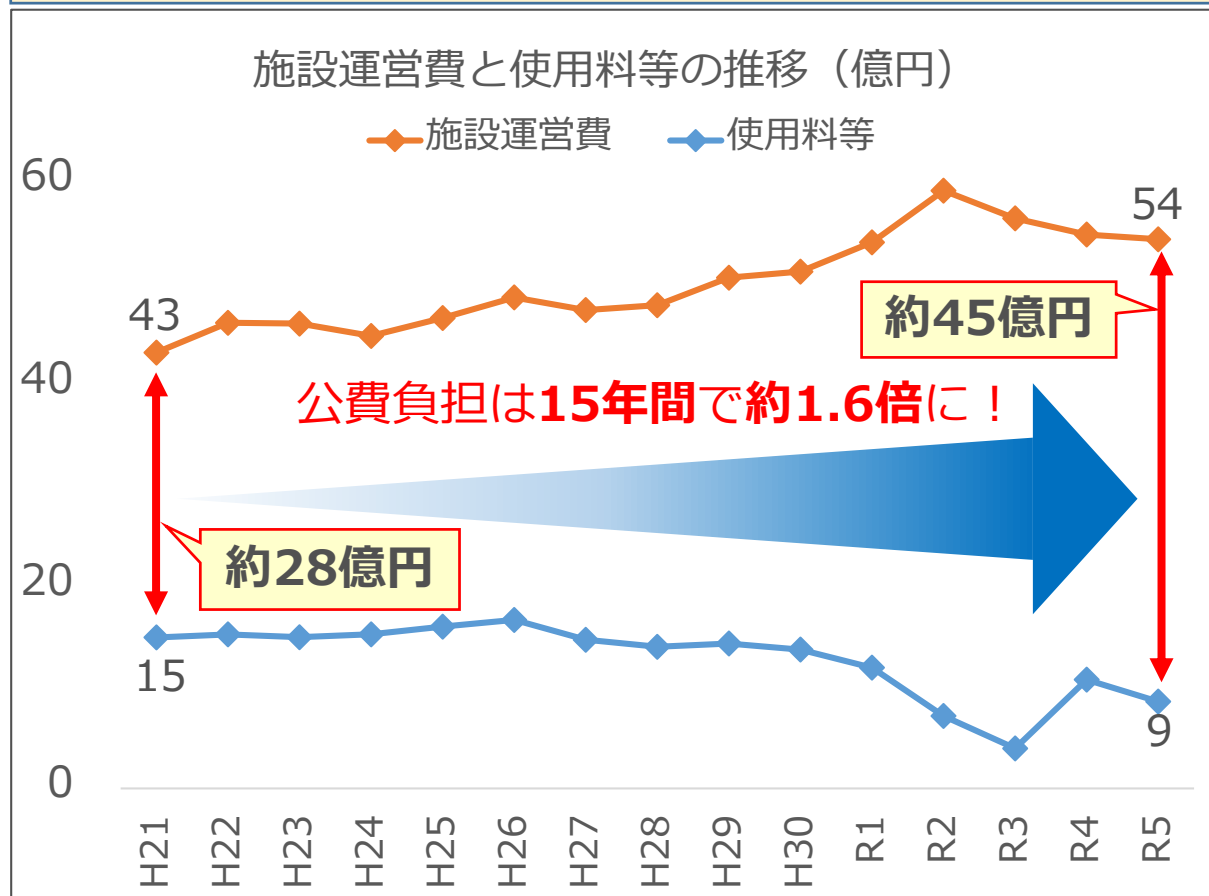
第228条 分担金、使用料、加入金及び手数料に関する事項については、条例でこれを定めなければならない。この場合において、手数料について全国的に統一して定めることが特に必要と認められるものとして政令で定める事務(以下本項において「標準事務」という。)について手数料を徴収する場合においては、当該標準事務に係る事務のうち政令で定めるものにつき、政令で定める金額の手数料を徴収することを標準として条例を定めなければならない。（以下省略）

2 見直しの背景

(1) 現状（問題点）

平成4年度に全庁的な見直しを行って以降、消費税の転嫁を除き、料金を改定していない。

- ▶ 施設運営費と使用料等の差は、公費負担（すべての市民で負担）しているが、この差は**大きく乖離**しており、結果として、税による負担の増加、つまり、**施設を使用しない人の負担が増加**している。



2 見直しの背景

(2) 課題解決にむけて（長崎市がめざす状況）

ア 受益者負担の適正化

施設の運営費等のコストを明確にし、全庁統一的な考え方に基づいた使用料・手数料を設定することで、**受益者負担の適正化及び持続的な市民サービスの提供**を図る。

なお、本見直し後も定期的な見直しを実践し、適切な受益者負担に基づく料金設定を行う。

施設の運営コスト、使用料等収入及び利用者数の明確化

イ コスト適正化の取組み

(ア) 施設運営コスト等の適正化

既存の経費が過大となっていないか精査し、**業務内容や必要な人数等の適正化**を図るとともに、コスト削減や市民の利便性向上を図るため、キャッシュレス化等の**デジタル化を推進**する。

(イ) 施設の運営手法の見直し・廃止検討

運営コストに対する使用料が安価な施設については、使用料を見直すだけでなく、**利用者の増加策や運営費の削減**のほか、**施設の統廃合や民間への貸付**を検討する。

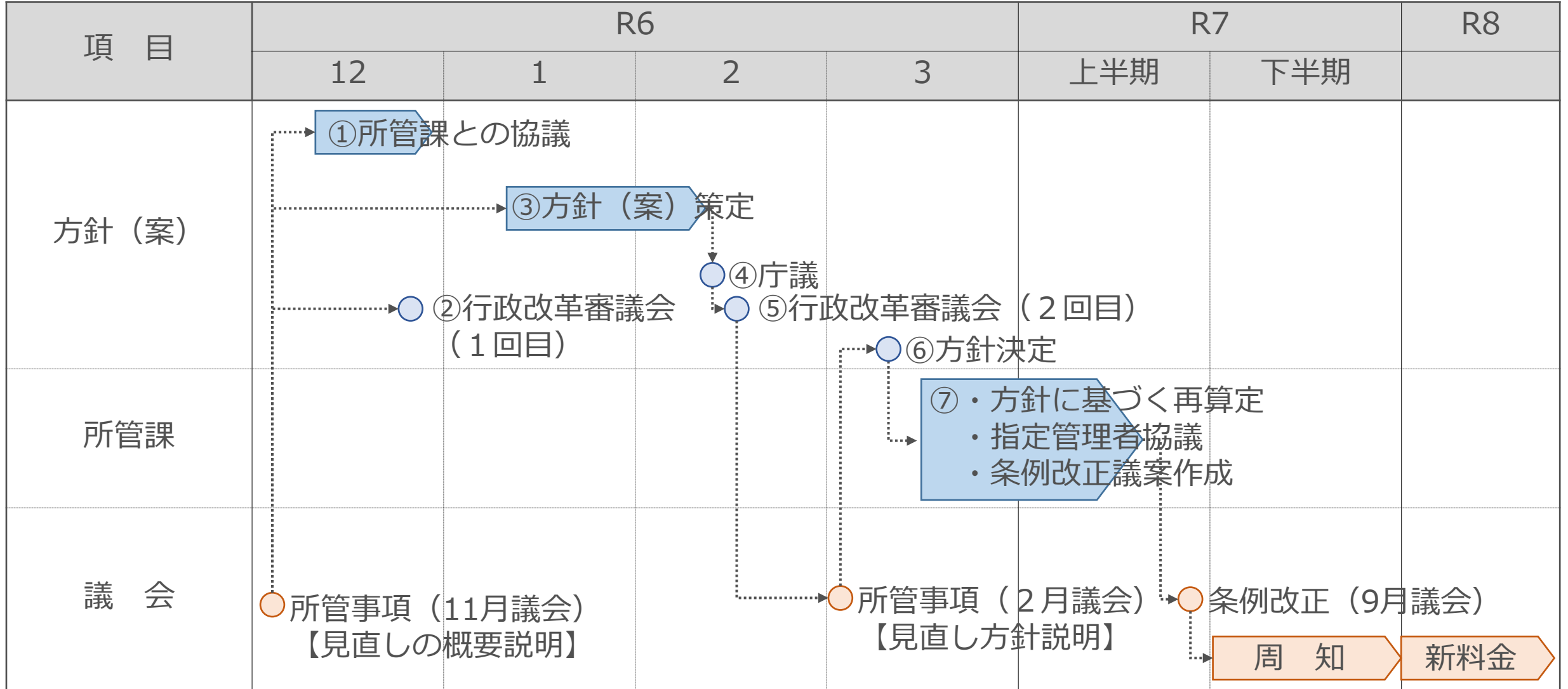
受益者負担・公共施設運営の適正化

ウ 持続可能な財政運営

適正な受益者負担及び公費負担割合とすることで、**持続可能な財政運営**に寄与する。

2 見直しの背景

(3) 今後のスケジュール



2 使用料・手数料の見直し方針（案）

1 使用料の基本的な考え方

(1) 算定方法

使用料は、施設の維持管理に係る「原価（コスト）」と「受益者負担率」に基づき算定する。

$$\text{使用料} = \text{原価（コスト）} \times \text{受益者負担率}$$

(2) 原価（コスト）

使用料算定における原価（コスト）は施設運営コスト及び施設整備等コストとする。

ア 施設運営コスト	人件費、各種委託料、備品購入等の物件費など施設の運営に必要な直接コスト
イ 施設整備等コスト	施設設備に係るコスト（国庫補助等を除いた額を減価償却のうえ算出）

1 使用料の基本的な考え方

(3) 受益者負担率

使用料は受益者負担の原則に基づき算定するが、施設の設置目的や提供するサービスに配慮する必要があることから、次の2つの要素から施設毎に適正な受益者負担率を設定する。

ア 民間によるサービス提供度

イ 市民生活上の必要性

【受益者負担率】

高い ↑ 民間によるサービス提供度 ↓ 低い	受益者負担率：50% 市民生活上、必要なもの（全市民が利用）で、全国的に民間も同種（類似）サービスを提供しているもの。	受益者負担率：75%	受益者負担率：100%以上 全国的に民間も同種（類似）サービスを提供しているもので、市民生活上、必ずしも必要なものではない（特定の市民が利用）もの。	
	受益者負担率：25%	受益者負担率：50%	受益者負担率：75%	
	受益者負担率：0% 市民生活上、必要なもの（全市民が利用）で、全国的に民間が同種（類似）サービスを提供していないもの。	受益者負担率：25%	受益者負担率：50% 市民生活上、必ずしも必要なものではなく（特定の市民が利用）、全国的に民間が同種（類似）サービスを提供していないもの。	
	高い ←	市民生活上の必要性		→ 低い

2 使用料・手数料の見直し方針（案）

2 使用料の算定

(1) 算定方法

■入館施設（個人単位で使用する施設）

1人あたりの原価（コスト）

$$\text{1人あたりの使用料} = \frac{\text{施設全体のコスト}}{\text{年間目標利用者数}} \times \text{受益者負担率}$$

こども料金

小学生、中学生及び高校生の使用料は、さらに**50%**を乗じて求める。
なお、未就学児は**無料**とする。

■貸館施設（貸出スペースごとで使用する施設）

1室1時間あたりの原価（コスト）

$$\text{1室1時間あたりの使用料} = \frac{\text{施設全体のコスト}}{\text{施設全体の貸出可能面積} \times \text{年間開館時間}} \times \text{室面積} \times \text{受益者負担率}$$

2 使用料の算定

(2) 個別事由による算定

施設の設置目的に鑑み、財政課と協議のうえ、**使用料を別途設定**することができる。

(3) 類似施設間での使用料の統一

同一の使用用途・規模の施設であれば、同一のサービスが提供できるため、施設の「古い」「新しい」に関わらず、統一した使用料を設定する。

(4) 料金体系の整理

貸館施設については、原則、1時間単位での貸出及び料金設定で統一する。

(5) 市民以外の使用料

市民と市民以外の者の使用料については原則格差は設けないが、施設の実態に応じて設定可能とする。

(6) 団体料金

団体料金については、原則廃止する。

(7) 激変緩和措置

使用料算定の結果、従来の使用料と比べて急激な値上げとなり、市民生活への影響が懸念される場合が考えられるため、次のとおり激変緩和措置を設定する。ただし、市民生活への影響が過大ではないと認められる場合はこの限りではない。

見直し前の単価	激変緩和措置	適用期間
～250円	2倍	次期見直しまで
251～500円	1.5倍	
501～2,000円	1.4倍	
2,001～10,000円	1.3倍	
10,001円～100,000円	1.2倍	
100,001円以上	1.1倍	

3 使用料の減免

(1) 基本的な考え方

使用料の減免によって減額される使用料収入は公費で充当することから、**減免は例外的な取扱い**である。

このため、市が推進する施策に貢献できる公益性が認められる「**合理的な理由**」がある場合のみ、**例外的に減免**することができることとし、該当しないものは減免しない。

ア 合理的な理由

(ア) 長崎市及び長崎市の機関が使用する場合（公共利益の確保、手続きの円滑化、相互協力）

(イ) 減免することで市の施策（社会福祉の向上や教育の推進など）が更に推進される場合

イ 減免率

合理的な理由に基づき、次の通り減免率を設定する。

(ア) 受益者負担分を全額公費で負担する ▶ 減免率100%

(イ) 受益者負担分の一部を公費で負担する ▶ 減免率 50%

3 使用料の減免

(2) 合理的な理由

項目	減免率	理由
ア 長崎市及び長崎市の機関等が使用する場合		
(ア) 本市及び本市の機関が自ら使用する場合及び市が主催又は共催する事業で施設を利用するとき	100%	公共の利益を考慮し、使用料を全額減免する
(イ) 国、他の地方公共団体、公共団体、又は公共的団体において、本市と協議等のため公用財産を使用するとき	100%	本市との協議等で利用するため、相互協力の観点から使用料を全額減免する。
イ 減免することで市の施策が更に推進される場合		
(ア) 特定の者が施設を利用する場合		
a 市内在住の身体障害者手帳、精神障害者手帳及び療育手帳を有する者並びにその介護者	100%	■ 障害者の自立や社会参加を促すため。 ・ 障害者は、医療費や介護費用など経済的負担が大きく、収入面の制約がある場合も多い。 ・ 駐車場等は、民間の駐車場や交通機関との関係性を考慮し、一部減免とする。

3 使用料の減免

(2) 合理的な理由

項目	減免率	理由
イ 減免することで市の施策が更に推進される場合		
(イ) 施設の設置目的と団体本来の目的が合致する公共的団体が、団体本来の目的で使用する場合		
a 市内の心身障害者団体、その育成団体又は社会福祉事業を行う団体が福祉事業で施設を利用するとき	<ul style="list-style-type: none"> ■ 公民館等：100% ■ 上記以外：50% 	<ul style="list-style-type: none"> ■ 障害者の社会参加を促進する公共性が高い活動である。 ■ 「市民生活上の必要性」が一定高く、「民間によるサービスの提供度」が低いものは全額減免、それ以外は50%減免とする。
b 市内に所在する児童福祉施設又は学校が、保育又は教育目的のために施設を利用するとき	100%	<ul style="list-style-type: none"> ■ 教育や福祉に関する公共性が高い活動で、児童生徒の地域学習に貢献できる。 ■ 子どもは等しく教育を受ける権利を有するため、市立・民間を問わず全額減免とする。
c 社会教育関係団体が、施設の設置目的に沿った公益性が認められる社会教育事業で利用するとき	<ul style="list-style-type: none"> ■ 公民館等：100% ■ 上記以外：50% 	<ul style="list-style-type: none"> ■ 社会教育に関する公共性が高い活動で、児童生徒の教育の推進に貢献できる。 ■ 「市民生活上の必要性」が一定高く、「民間によるサービスの提供度」が低いものは全額減免、それ以外は50%減免とする。

3 使用料の減免

(2) 合理的な理由

項目	減免率	理由
イ 減免することで市の施策が更に推進される場合		
(イ) 施設の設置目的と団体本来の目的が合致する公共的団体が、団体本来の目的で使用する場合		
d 自治会やまちづくり協議会、消防団などが、施設の設置目的に沿って利用する場合かつ公益性が認められる活動で利用するとき	<ul style="list-style-type: none"> ■ 公民館等：100% ■ 上記以外：50% 	<ul style="list-style-type: none"> ■ 自治体の基盤機能に関する公共性が高い活動で、地域活動の振興に貢献できる。 ■ 「市民生活上の必要性」が一定高く、「民間によるサービスの提供度」が低いものは全額減免、それ以外は50%減免とする。
e 文化、スポーツ振興団体が、文化、スポーツ等施設を利用する場合かつ公益性が認められる活動で利用するとき	50%	■ 文化やスポーツの振興を図る公共性が高い活動であるため、50%減免とする。
(ウ) その他		
a 市長が特に必要と認めるとき	<ul style="list-style-type: none"> ■ 100% or ■ 50% 	■ 市の施策を推進するため。

3 使用料の減免

(3) 合理的な理由に該当しない場合

項 目	理 由
ア 長崎市及び長崎市の機関等が使用する場合	
(ア) 国、他の地方公共団体、公共団体、又は公共的団体において、公の施設を使用するとき	積極的に減免する理由がないため。
イ 減免することで市の施策が更に推進される場合	
(ア) 特定の者が施設を利用する場合	
a 年齢による減免で、当初想定していた減免の効果が薄れているもの	<ul style="list-style-type: none"> ■ 高齢者（60歳以上）数は過去20年間で人口の2割から4割以上へ倍増しているが、今後も高齢化率は増加が見込まれており、世代間の負担の公平性が崩れてきている。 また、介護予防の観点から外出のきっかけとして高齢者減免を推奨していた経過もあったが、現在では身近な場所で高齢者ふれあいサロンなど多種多様な介護予防が行われており、減免の目的が薄れている。 ■ こども料金は、大人よりも低額な料金を設定しており、学校や保育施設等が利用するときは全額減免するなど料金設定しているため。
(イ) その他	
a 減免の具体的な効果が不明瞭なもの	-

4 手数料の考え方

(1) 算定方法

手数料は、当該事務に係る「原価（コスト）」と「受益者負担」に基づき算定する。

$$\text{手数料} = \text{原価（コスト）} \times \text{受益者負担率（100\%）}$$

(2) 原価（コスト）

手数料算定における原価（コスト）は人件費及び物件費とする。

(3) 個別事由による算定方法

法律や国の通知、県の条例によって定めがあるもののほか、国・県等との統一的な考えの元に料金設定する場合は、算定根拠を明らかにしたうえで算定することができる。

(4) 激変緩和措置

原価計算の結果、現行の手数料と比べて急激な値上げとなり、市民生活への影響が懸念される場合が考えられるため、次のとおり激変緩和措置を設定する。

見直し前の単価	見直し結果の単価伸び率の制限	適用期間
～250円	2倍	次期見直しまで
251～500円	1.5倍	
501～2,000円	1.4倍	
2,001～10,000円	1.3倍	
10,001円～100,000円	1.2倍	
100,001円以上	1.1倍	

5 その他

(1) 定期的な見直し

使用料及び手数料の定期的な見直しについては、「使用料・手数料の見直しの方針」に基づき、**原則として5年毎に実施**する。また、社会情勢の変化や政策的措置等を適切に反映するため、経済状況の急変などに対応する必要がある場合は、前倒して見直しを行う。

(2) 指定管理者導入施設への対応

指定管理者制度を導入する施設で利用料金制を採用する施設にあっても、当該周期は合わせることとし、協定変更等の対応を行う。

(3) 見直しの対象施設

「対象外」以外のすべての使用料・手数料を対象とし、無料施設についても有料化を検討する。

【対象外】

ア 使用料

法令等で料金や算定方法が定められており、市の裁量がないもの。

(例)	図書館	図書館法第17条
	市営駐車場	駐車場法第6条第2項
	市営住宅の家賃	公営住宅法施行令第2条
	夜間急患センター使用料	診療報酬の算定方法（平成20年3月5日 厚労省通知）

イ 手数料

地方公共団体の手数料の標準化に関する政令に定める事務（長崎市手数料条例別表第2に定める事務）

3 長崎市行政改革審議会からの意見・質問

1 主な意見等

使用料・手数料の見直しは行政改革の一部であるため、長崎市行政改革審議会から意見聴取を行った。結果は次のとおり。

意見	対応
見直し方針について、市民の意見を聴取する考えはあるか。	この見直し方針は、受益者負担の適正化に基づく使用料・手数料の設定方法を定めるものであるため、市として決定していくこととしている。
使用料・手数料が上がると市民から反対の意見が出ると思うので、説明はしっかり行うこと。	施設の運営コスト等をお示ししたうえで、受益者負担の考え方をしっかり説明したいと考えている。

質問	回答
この見直しによって、現在の赤字分はどれくらい改善するのか。	この方針に基づき、各所管課において、使用料・手数料を再算定するため、現段階では具体的な金額をお示しが難しいが、赤字分は圧縮する見込みである。